

様

三重県知事



三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金給付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金について、次のとおり給付することを決定しましたので通知します。

記

助成金額 金 _____ 円

- ※ 助成金の給付後に、「助成金の給付を受ける資格がないと判明したとき」、「偽りその他不正の手段により助成金の給付決定を受けたと認めるとき」のいずれかに該当した場合は、助成金の返還を求めることがあります。
- ※ 知事が助成金の返還を求めたときは、知事が定める日までに助成金を返還しなければなりません。
- ※ 加害者から助成対象費用の弁償を受けたときは、三重県犯罪被害者等再提訴費用助成給付要領第11条第3項の規定により返還していただくこととなりますので、「三重県犯罪被害者等再提訴費用弁償報告書様式第5号」により報告してください。